

各都道府県知事  
各市区町村長 殿

文化庁国語課

文化庁「令和3年度日本語教育実態調査」における  
日本語教育団体の情報提供について（依頼）

文化庁では、国内の外国人等に対する日本語教育の現状を把握するとともに、日本語教育施策の基礎的資料とするため、昭和42年から毎年「日本語教育実態調査」を実施しております。（詳細は文化庁ホームページを御参照ください。）

調査の実施に当たっては、網羅的な調査となるよう、各地方公共団体に御協力いただき、国際交流協会や日本語教育を行っている団体の情報を御提供いただき、その情報に基づき調査を実施しているところです。

ついては、貴団体で把握している下記の情報を令和3年度日本語教育実態調査の実施前に御提供くださるようお願いいたします。

なお、本業務は株式会社ブレインワークスに委託しております。

記

1 情報の利用目的

御提供いただいた国際交流協会及び地域の日本語教育団体（以下、国際交流協会等）のリストについて、文化庁国語課で把握しているリストと照らし合わせ、把握できていなかった国際交流協会等に対しても、「令和3年度日本語教育実態調査」への協力を依頼します。このことにより、網羅的な調査の実施を図ります。

なお、御提供いただいた情報は、令和3年度日本語教育実態調査及び文化庁の日本語教育関係施策のみに利用し、他の用途には使用いたしません。

2 情報提供の対象

(1) 国際交流協会

地域の国際交流の推進等を目的に、各市区町村に設置されている国際交流協会。ただし、以下の条件のいずれかを満たす団体とします。なお、各都道府県及び各政令指定都市の国際交流協会（地域国際化協会）は既に把握済みのため御提供は不要です。

(条件)

- ① 地方公共団体が設立
- ② 地方公共団体が事務局を務める
- ③ 地方公共団体から委託等を受けている
- ④ 地方公共団体の施設の指定管理を行う法人及び団体

①～④のいずれかを満たす団体のうち、地域における国際交流、多文化共生、外国人支援等に関する事業を行う団体。

## (2) 地域の日本語教育団体

「地域の日本語教育団体」とは、日本語を母語としない人（外国人等）を対象とした日本語教育の取組（授業等）を実施している団体。ただし、以下の①～⑥のいずれかに該当する団体を除きます。なお、団体の法人格の有無、種別（※）は問いません。

(※) 法人格の種別の例…特定非営利活動法人、学校法人・準学校法人、株式会社・有限会社、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 等

- ①大学等機関（短期大学、高等専門学校含む）
- ②法務省が告示をもって定めた日本語教育機関
- ③地方公共団体（教育委員会を含む）が直接実施している日本語教室
- ④各都道府県及び政令指定都市の地域国際化協会、前記(1)で挙げた国際交流協会
- ⑤学校教育の一環として行われている日本語教室
- ⑥自社の従業員のみを対象に日本語教育を行っている企業

なお、1つの団体において複数の日本語教室を開設している場合は、教室名を全て記載するのではなく団体名を御記載ください。

### ※ 留意点（必ずお読みください。）

- ・(1)国際交流協会、(2)地域の日本語教育団体のいずれも、令和2年11月1日（昨年度実態調査の実施時点）から現時点において、新規設置、統廃合、移転、名称変更等があった団体のうち、現在も活動を行っている団体のみ記載で結構です（貴自治体が把握されている域内の全団体の記載は必要ありません）。なお、判断に迷うものは全て記載していただきますようお願いいたします。
- ・本情報提供については、貴団体が把握している限りで結構です。
- ・該当がない場合の回答は不要です。

### 3 情報提供の内容

別紙様式に、団体名、所在地住所、電話番号、FAX番号等を御記載ください。

別紙様式の電子データは、文化庁ウェブサイトからダウンロードしていただきますようお願いいたします。

(文化庁ウェブサイト URL)

文化庁 >統計・白書・出版物 >統計・調査研究等 >日本語教育実態調査等 >令和3年度国内の日本語教育の概要

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku\\_jittai/r03/](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r03/)

### 4 回答期限 令和3年10月5日（火）17時（厳守）

### 5 回答方法

上記の文化庁ウェブサイトからダウンロードしていただいた別紙様式の電子データをEメールにて、回答送付先の『nihongokyoikur03@bwg.co.jp』へ御提出してください。

※Eメールでの御提出が困難な場合は、郵送で御送付ください。

### 6 回答送付先及び本件に関する問合せ先

株式会社ブレインワークス（担当：中嶋・田中）  
〒141-0031 東京都品川区西五反田1-17-1 第二東栄ビル701  
電話 03-5759-5133（平日10時～17時）  
URL <http://www.bwg.co.jp/>

(回答送付先メールアドレス※)

**nihongokyoikur03@bwg.co.jp**

※メールアドレスの入力ミスを防ぐため、上記文化庁ウェブサイトにあるメールアドレスをコピーして送付ください。